

## 広島県公安委員会告示第 20 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 19 日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
8S1147	告示の日 (平成 21 年 3 月 19 日) から 3 年間	回胴式遊 技機	カラス	アビリット 株式会社 代表取締役 濱野雅弘 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目 9 番 14 号)	左同
8S1204	同上	同上	カラス-X	同上	左同
8S0818	同上	同上	アロハナイト-30	株式会社 パイオニア 代表取締役 野口三次 (大阪府東大阪市長田中 一丁目 4 番 6 号)	左同
8S1240	同上	同上	アバンギャルド	同上	左同
8S1279	同上	同上	シオサイV	同上	左同
9P0055	同上	ぱちんこ 遊技機	CR おれは男だ！ S-V	株式会社 ニューギン 代表取締役 新井悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森三丁目 56 番地)	左同
9P0058	同上	同上	CR おれは男だ！ S-VC	同上	左同